

小田原市スポーツ振興基本指針の改定について

1 策定の背景・趣旨

スポーツ基本法第10条では、都道府県及び市町村は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとしています。

本市では、スポーツ振興における基本的な方向性を示すものとして、スポーツ振興を図る上での3つの視点を示した「小田原市スポーツ振興基本指針」を平成21年度（2009年度）に策定し、平成29年度（2017年度）に改定しました。

この度、令和4年度（2022年度）で期間満了となることから、令和4年（2022年）3月に国が策定した第3期スポーツ基本計画や第6次小田原市総合計画も踏まえながら、小田原市スポーツ推進審議会の意見も伺い、本指針の改定を行うものです。

2 小田原市スポーツ振興基本指針の概要

(1) 計画期間

令和5年度（2023年度）～令和12年度（2030年度）

(2) 基本的な方向性

現行指針の基本的な方向性を維持し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という3つの視点でスポーツ振興を図ります。

(3) 主な現況と課題

- 令和4年2月に実施した「小田原市市民スポーツ実施状況等市民アンケート」の結果、定期的に行っているスポーツとして「ウォーキング」「体操」「トレーニング」などの割合が高くなっており、身近で気楽に楽しめるスポーツへの環境づくりが必要となっています。
- （公財）小田原市体育協会に加盟する市内のスポーツ競技団体・レクリエーション団体等は減少傾向にあります。
- 一方で、小田原アリーナを拠点に活動する湘南ベルマーレフットサルクラブの試合には1,000人以上が来場するなど、スポーツの振興や地域の活性化に貢献する大会、イベントがコンスタントに開催されるようになっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子どもたちのスポーツをする機会が減少し、近年は子どもの体力向上が全国的な課題となっています。
- スポーツ活動に生きがいや健康増進が求められる中、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが主体的にスポーツを楽しむことのできる支援や環境づく

りが必要となっています。

○多様化する市民ニーズに対応するため、スポーツ施設の整備や運営の在り方を研究していく必要があります。

○スポーツ環境の変化に応じた、スポーツ指導者の育成・充実を関係機関と連携しながら取り組む必要があります。

(4) 新たに位置付けた6つのテーマ

国の基本計画においては、スポーツを「する」「みる」「ささえる」を効果的に推進するため、重点的に取り組む施策が掲げられました。

本市においては、国の基本計画を参酌して、新たに6つのテーマを設け、本市のスポーツ振興を推進してまいります。

＜テーマ①＞ 多様な主体におけるスポーツ機会の創出

市民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で市民一人一人がスポーツの価値を享受できるようスポーツの機会を創出していきます。

＜テーマ②＞ スポーツ（運動）などによる健康増進

市民の多様な健康状態やニーズに応じてスポーツを通じた健康増進により健康寿命の延伸を目指します。

＜テーマ③＞ スポーツによる地方創生、まちづくり

スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、スポーツ振興と地域振興の好循環を目指します。

＜テーマ④＞ スポーツを通じた共生社会の実現

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を推進します。

＜テーマ⑤＞ スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

市民がスポーツに親しむうえで不可欠となる「ハード（場づくり）」「ソフト（環境の構築）」「人材」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、スポーツに関わる人材の育成等を進めます。

＜テーマ⑥＞ スポーツにおけるデジタルの活用

デジタル技術を活用して、スポーツ参画人口の拡大やスポーツ参画者の利便性を高めます。